第三目　推計ボラティリティ調整率

（推計ボラティリティ調整率の使用の承認）

第七十一条　標準的手法採用最終指定親会社は、金融庁長官の承認を受けた場合に、包括的手法におけるボラティリティ調整率として、推計ボラティリティ調整率（自らが推計したボラティリティ調整率をいう。以下同じ。）を用いることができる。

（承認申請書の提出）

第七十二条　推計ボラティリティ調整率の使用について前条の承認を受けようとする標準的手法採用最終指定親会社は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号

二　連結自己資本規制比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　前項第二号に規定する責任者の履歴書

三　ボラティリティ調整率について当該最終指定親会社が推計を行う方法及び当該推計値の利用方法が承認の基準に適合していることを示す書類

四　その他参考となるべき事項を記載した書類

（推計の承認の基準）

第七十三条　金融庁長官は、第七十一条の規定に基づき、包括的手法におけるボラティリティ調整率として推計ボラティリティ調整率を用いることを承認するときは、当該標準的手法採用最終指定親会社の推計が定性的基準及び定量的基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

2　前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　ボラティリティ調整率の推計に用いられる資産のボラティリティ及び保有期間に係るデータが、信用供与枠管理を含む信用リスク管理において利用されていること。

二　リスク管理指針についての文書が作成され、その遵守態勢が確立していること。

三　次の事項が、定期的に内部監査により確認されていること。

イ　第一号のデータが、信用供与枠管理を含む信用リスク管理において利用されていること。

ロ　ボラティリティ調整率を推計する過程に関する重要な変更が行われた場合、その変更が妥当なものであること。

ハ　ボラティリティ調整率の推計を行うべき対象を確定するために、標準的手法採用最終指定親会社が行っている適格金融資産担保付取引の状況に関する適切なデータが把握されていること。

ニ　ボラティリティ調整率の推計で用いるデータが適時に入手され、一貫性及び信頼性を有すること。

ホ　ボラティリティ調整率の推計の前提が適切であること。

3　第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　適格格付機関が債券に1－3、2－3、4－3又は5－3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与している場合、債券に関する発行者の種別、格付、残存期間及び修正デュレーションを勘案した債券の区分ごとにボラティリティ調整率を推計していること。ただし、推計値は、当該標準的手法採用最終指定親会社が実際に保有する債券又は当該標準的手法採用最終指定親会社に担保として差し入れられた債券に基づくものでなくてはならない。

二　適格格付機関が1－3、2－3、4－3若しくは5－3以上の信用リスク区分に対応する格付を下回る格付を付与している債券、株式等、投資信託等又は適格金融資産担保以外の資産に係るボラティリティ調整率を、個別の資産について推計していること。

三　適格金融資産担保とエクスポージャーの通貨が異なる場合には、当該適格金融資産担保の表示通貨建ての価格のボラティリティ調整率及び当該表示通貨とエクスポージャーの通貨の間の為替レートの間の相関を反映せず、ボラティリティ調整率を個別に推計していること。

四　ボラティリティ調整率の推計のための信頼区間が、片側九十九パーセントであること。

五　保有期間の設定に当たって信用リスクの高い資産の流動性が考慮されていること。

六　ボラティリティ調整率の推計に用いるヒストリカル・データの観測期間が一年以上であること。

七　ボラティリティ調整率の推計に用いるヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さにその掛目を乗じて得たものの平均が六月以上であること。

八　ボラティリティ調整率の推計に用いるヒストリカル・データが、三月に一回以上の頻度で更新され、推計が行われていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われなければならない。

（変更に係る届出）

第七十四条　推計ボラティリティ調整率の使用について第七十一条の承認を受けた標準的手法採用最終指定親会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一　承認申請書の記載事項に変更がある場合

二　承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三　前条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2　前項第三号に掲げる場合において、標準的手法採用最終指定親会社は、当該事由を改善する旨の計画を記載した書面又は承認の基準を満たさないことが当該標準的手法採用最終指定親会社のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出しなければならない。

（承認の取消し）

第七十五条　金融庁長官は、前条第一項各号に掲げる場合又は標準的手法採用最終指定親会社が同条第二項に定める提出義務を怠った場合であって、推計ボラティリティ調整率を継続して適用させることが不適当と判断したときは、当該標準的手法採用最終指定親会社について第七十一条の承認を取り消すことができる。

第四目　ボラティリティ調整率の調整

（ボラティリティ調整率の調整）

第七十六条　適格金融資産担保付取引に包括的手法を用いる場合、標準的手法採用最終指定親会社は、最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整及び担保額調整又は時価評価の頻度によるボラティリティ調整率の調整を行わなければならない。

2　前項に定める「最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整」は、当該適格金融資産担保付取引に用いようとするボラティリティ調整率が前提としている保有期間が、第一号イからハまでに掲げる適格金融資産担保付取引の種類に応じてそれぞれにおいて定める期間（以下「最低保有期間」という。）に基づき、第二号の算式を用いて行うものとする。ただし、当該ボラティリティ調整率が前提としている保有期間が最低保有期間を上回る場合、最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整を省略することができる。

一　最低保有期間は、次のイからハまでに掲げる取引の種類に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める期間とする。

イ　レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの　五営業日

ロ　その他資本市場取引（適格金融資産担保付派生商品取引及び信用取引その他これに類する海外の取引をいう。以下同じ。）のうち担保額調整に服しているもの　十営業日

ハ　イ及びロに該当しない適格金融資産担保付取引　二十営業日

二　「最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整」を行うための式は、次に定めるものとする。

$$H_M = H_N \sqrt{\frac{T_M}{T_N}}$$